

工業用水道分野における PPP/PFIの推進に向けて

経済産業省
工業用水道計画官 松田 達哉



4. 工業用水道事業について

概要

- 工業用水道事業は、工業団地等で**自治体等が企業に工業用水を供給する公営事業(独立採算制)**。
工業用水道は、**地域の産業振興に必要な産業インフラ**。
※工業用水道事業法に基づき事業を管理。地方公共団体は届出制、民間事業者は許可制。
- 経産省は、昭和31年度以降、
 - ①地下水取水による**地盤沈下対策のための代替水源**として
 - ②**工業団地等整備に伴う産業インフラ**として
 工業用水道の整備(浄水場・管路等の新築・改築等)を補助金で支援(補助率は現在、主に22.5%)。
工業用水の**豊富・低廉な供給**により、工業の健全な発達を図るもの。

事業者の内訳

地方公共団体	153
都道府県	40
市町村	104
企業団	9
株式会社	1
計	154

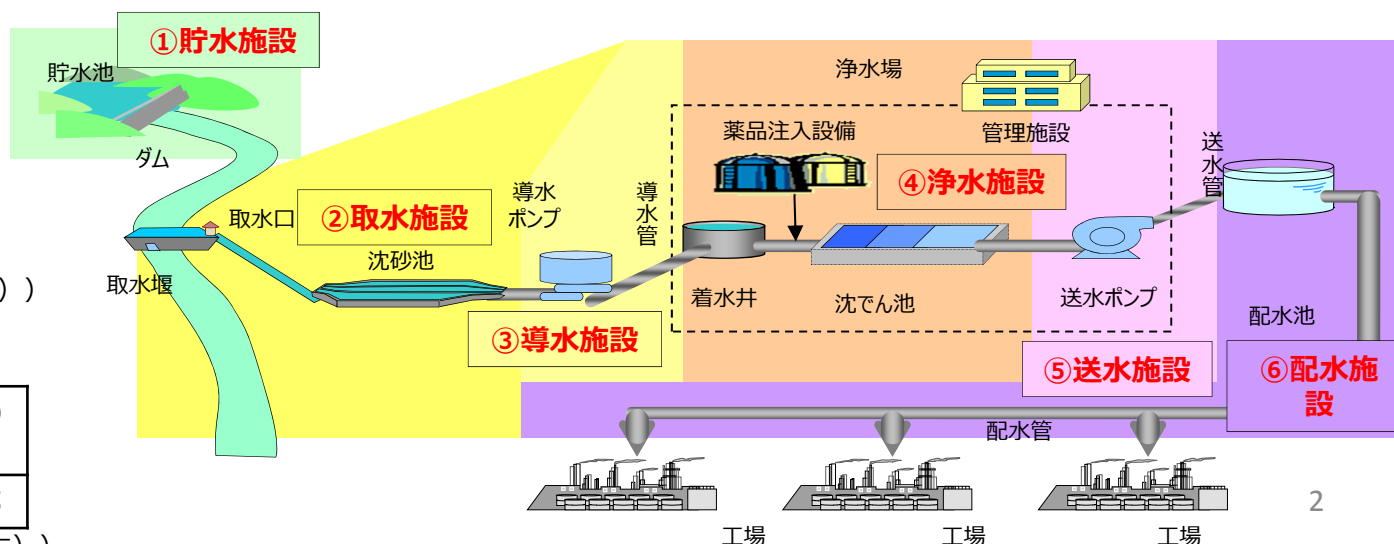
(経済産業省調べ(平成30年3月末))

給水能力・給水先数

給水能力 (千m ³ /日)	21,509
給水先数	6,105

(経済産業省調べ(平成30年3月末))

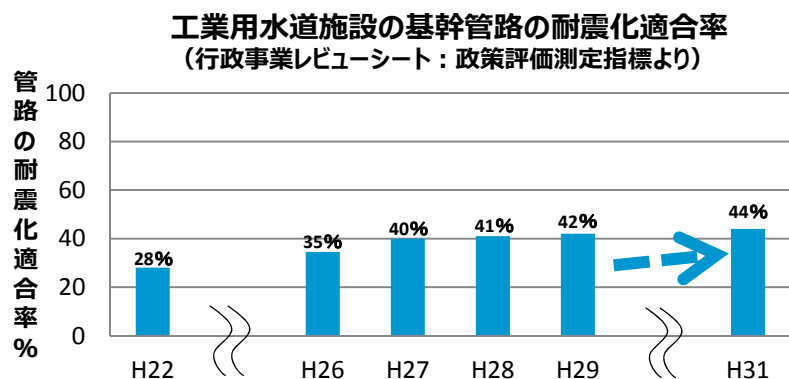
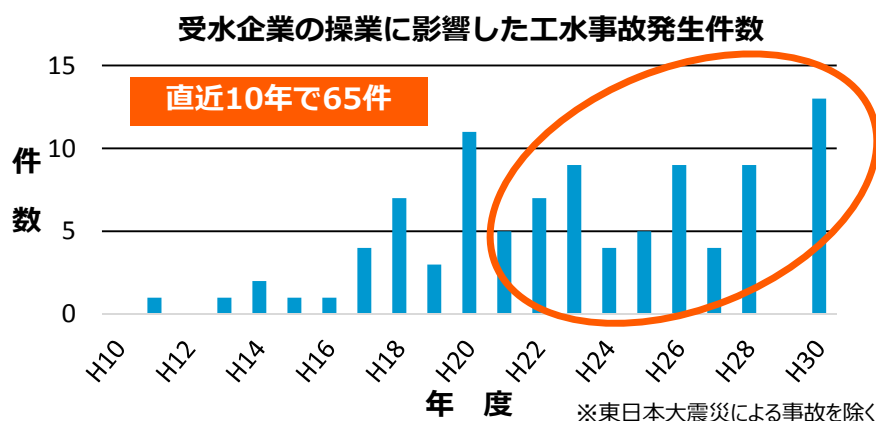
主な工業用水道施設





4. 工業用水道事業について

- 産業構造変化、水の使用合理化で、**工業用水需要が減少**。工業用水道の新規建設も大幅に減少。需要減・料金収入源により悪化する**事業経営の改善**が必要に。
- 高度経済成長期に整備され、**老朽化した施設の更新**の必要が年々増大(漏水等の事故も急増)。大規模地震に対応した**耐震対策**も必要。**施設の計画的な整備が必要に**。
- これに対応すべく、平成26年5月の産構審(地域経済産業分科会 工業用水道政策小委員会)で、**補助方針の変更**を決定し、翌年度以降実施。**施設更新・耐震化計画の策定は着実に推進**。
※①補助対象の改築事業限定、②料金の上限設定廃止、③更新計画内容等の審査による単年度支援。
- 事業経営の改善や施設更新の促進のため、**コンセッション方式の導入促進等を推進**。



老朽化による事故の例



4. 工業用水道事業について



コンセッション方式導入の検討

- 公共施設等運営権方式(コンセッション方式)は、公共施設等の運営に民間の経営原理を導入することで、厳しい財政状況の下での効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするもの。
- 水道・下水道の分野では、具体的な導入の取組を推進中。（工業用水道分野で、その導入を具体的に進めている事業者は、現状、上水・下水道・工業用水の一体型で取り組む宮城県のみ。）
- コンセッション方式の導入には、自治体や民間企業の知識・ノウハウの乏しさに起因する課題が多い。自治体に案件形成を促すには、個別の自治体の状況に合わせ、短期間で集中的に支援する必要あり。
- このため、工業用水道分野で、今後3年間（平成30～令和2年度）で3件の案件形成を目標に、コンセッション方式の導入促進に向けた環境整備を行う。
- 令和元年度予算で約1.0億円の調査事業を実施する。

目標達成に向けたイメージ

	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	目標
工業用水道	導入可能性調査				3件のコンセッション方式導入事業の具体化
	資産評価（デューデリジエンス）				
	実施方針策定検討				

PFIの実施状況

(分野別実施方針公表件数：PFI法施行（平成11年）以降)

分野	事業主体別			合計
	国	地方	その他	
教育と文化(社会教育施設、文化施設 等)	3 (3)	179 (160)	38 (37)	220 (23)
生活と福祉(福祉施設等)	0 (0)	23 (23)	0 (0)	23 (23)
健康と環境(医療施設、廃棄物処理施設、斎場 等)	0 (0)	105 (97)	2 (2)	107 (99)
産業(観光施設、農業振興施設 等)	0 (0)	12 (14)	0 (0)	12 (14)
まちづくり (道路、公園、下水道施設、港湾施設 等)	18 (14)	129 (116)	1 (2)	148 (132)
安心(警察施設、消防施設、行刑施設 等)	8 (8)	18 (17)	0 (0)	26 (25)
庁舎と宿舎(事務庁舎、公務員宿舎 等)	43 (42)	15 (14)	4 (4)	62 (60)
その他(複合施設 等)	7 (7)	60 (49)	1 (0)	68 (56)
合計	79 (74)	541 (490)	46 (45)	666 (609)

工業用水道施設
4件

(内閣府資料より作成)

(平成30年3月末現在、()は平成29年3月末)

工業用水道分野における P F I の取組

- 埼玉県
大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業
【平成16年】 ※上水道施設と共用
- 愛知県
知多浄水場はじめ4浄水場排水処理施設整備・運営事業
【平成18年】 ※上水道施設と共用
- 愛知県
豊田浄水場はじめ6浄水場排水処理施設整備・運営事業
【平成23年】 ※上水道施設と共用
- 愛知県
犬山浄水場はじめ2浄水場排水処理及び常用発電等施設整備・運営事業
【平成27年】 ※上水道施設と共用



4. 工業用水道事業について

工業用水道分野の位置づけの変遷

「工業用水のコンセッション方式具体的案件形成に向けた調査をしっかりとこれからやっていきたい」

(世耕経済産業大臣発言：未来投資会議（平成28年12月）)

日本再興戦略2016（成長戦略） (平成28年6月2日閣議決定)

2-3. 公的サービス・資産の民間開放
(PPP/PFIの活用拡大等)
(2) 新たに講ずべき具体的施策
・運営権者が水道法や工業用水道事業法
(昭和33年法律第84号)上の認可を取得
する場合の具体的な申請手続や認可基準に
ついて、本年中に明確にした上で地方公共団
体等に周知する。

PPP/PFI推進アクションプラン (平成28年5月18日 PFI推進会議決定)

(経済産業省所管事項に関する記載なし)

経済財政運営と改革の基本方針 2016 (骨太方針) (平成28年6月2日閣議決定)

第2章 成長と分配の好循環の実現
2. 成長戦略の加速等 P.13
(2) 新たな有望成長市場の創出・拡大
③ PPP/PFIの推進
公共施設等の整備・運営への民間のビジネス
機会を拡大するため、(中略)地域経済の好
循環を促していく。これにより、「PPP/PFI
推進アクションプラン」に掲げる10年間(平成
25年度から平成34年度まで)の事業規模目
標21兆円を目指す。

未来投資戦略2017（成長戦略） (平成29年6月9日閣議決定)

2-3. 公的サービス・資産の民間開放
(PPP/PFIの活用拡大等)
【本文】(2) 新たに講ずべき具体的施策
公共施設等運営権方式が重点的に対象とする分
野を、「成長対応分野」と「水道、下水道、有料道
路、公営住宅、公営発電施設、工業用水道な
ど…」

PPP/PFI推進アクションプラン (平成29年6月9日PFI推進会議決定)

4. 集中取組方針(2) 重点分野と目標
公共施設等の運営に民間の経営原理を導入する観
点から、コンセッション事業を集中して推進するこ
とが必要である。(中略)
【重点分野】①空港、②水道、③下水道、④道路、
⑤文教施設、⑥公営住宅、⑦クルーズ船向け旅客
ターミナル施設、⑧MICE施設
⑨その他の分野及び分野横断的事項
・**工業用水道事業へのコンセッション方式導入案
件形成に向けた導入可能性等調査5件を目標に
実施する。(平成30年度末まで)**

経済財政運営と改革の基本方針 2017 (骨太方針) (平成29年6月9日閣議決定)

第3章 経済・財政一体改革の進捗・推進
3. 主要分野ごとの改革の取組み
(2) 社会資本整備等
⑤PPP/PFIの推進
「未来投資戦略2017」及び「PPP/PFI推
進アクションプラン(平成29年改定版)」に基
き、コンセッション事業等をはじめ、多様なPPP
/PFIの活用を重点的に推進する。

未来投資戦略2018（成長戦略） (平成30年6月15日閣議決定)

2-3. 公的サービス・資産の民間開放
(PPP/PFIの活用拡大等)
【本文】(2) 新たに講ずべき具体的施策
従来からのコンセッション重点分野である空港、上
水道…MICE施設に加え、**新たに重点分野とさ
れた公営水力発電及び工業用水道**について、数
値目標達成に向けた取組を強化する。

PPP/PFI推進アクションプラン (平成30年6月15日PFI推進会議決定)

4. 集中取組方針(2) 重点分野と目標
公共施設等の運営に民間の経営原理を導入する
観点から、コンセッション事業を集中して推進する
ことが必要である。**平成30年度から、公営水力発
電及び工業用水道について新たに重点分野に指
定するものとする。**
【重点分野】①空港、②水道、③下水道、④道
路、⑤文教施設、⑥公営住宅、⑦クルーズ船向
け旅客ターミナル施設、⑧MICE施設

経済財政運営と改革の基本方針 2018 (骨太方針) (平成30年6月15日閣議決定)

第3章 経済・財政一体改革の推進
4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要
課題
(2) 社会資本整備等
PPP/PFIの推進
「未来投資戦略2018」及び「PPP/PFI
推進アクションプラン」に基づき、多様なPPP/
PFIの活用を重点的に推進する。

未来投資戦略2019（成長戦略） (令和元年6月21日閣議決定)

6. 次世代インフラ
【本文】(2) 新たに講ずべき具体的施策
ii) PPP/PFI手法の導入加速
①コンセッション重点分野の取組推進
「PPP/PFI推進アクションプラン(令和元年改定
版)」(令和元年6月21日民間資金等活用
事業推進会議決定)の**コンセッション重点分野**
である空港、水道…MICE施設、公営水力
発電及び**工業用水道**について、数値目標達成に向
けた取組を推進する。

PPP/PFI推進アクションプラン (令和元年6月21日PFI推進会議決定)

4. 集中取組方針(2) 重点分野と目標
【重点分野】①空港、②水道、③下水道、④
道路、⑤文教施設、⑥公営住宅、⑦クルーズ
船向け旅客ターミナル施設、⑧MICE施設
⑨公営水力発電、**⑩工業用水道**
**平成30年度から平成32年度までを集中
強化期間として、3件のコンセッション事業の
具体化を目標とする。**

経済財政運営と改革の基本方針2019 (骨太方針) (令和元年6月21日閣議決定)

第3章 経済再生と一財政健全化の好循環
2. 経済・財政一体改革の推進等
(2) 主要分野ごとの改革の取組
②社会資本整備
PPP/PFIの推進「成長戦略フォローアッ
プ」及び「PPP/PFI推進アクションプラン」に
基づき、多様なPPP/PFIの活用を重点的
に推進する。

工業用水道の重点分野化

未来投資戦略2018（成長戦略）（平成30年6月15日閣議決定）

（2）新たに講ずべき具体的施策
従来からのコンセッション重点分野である空港、上水道・・・MICE施設に加え、新たに重点分野とされた公営水力発電及び**工業用水道**について、数値目標達成に向けた取組を強化する。

PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年6月15日PFI推進会議決定）

4. 集中取組方針

（2）重点分野と目標

平成30年度から、公営水力発電及び工業用水道について新たに重点分野に指定するものとする。

【重点分野】

①空港、②水道、③下水道、④道路、⑤文教施設、⑥公営住宅、⑦クルーズ船向け旅客ターミナル施設、⑧MICE施設

⑨公営水力発電

平成30年度から平成32年度までを集中強化期間として、3件のコンセッション事業の具体化を目標とする。〈経済産業省〉

⑩**工業用水道**

平成30年度から平成32年度までを集中強化期間として、3件のコンセッション事業の具体化を目標とする。〈経済産業省〉



4. 工業用水道事業について

工業用水道事業におけるPPP／PFI促進事業

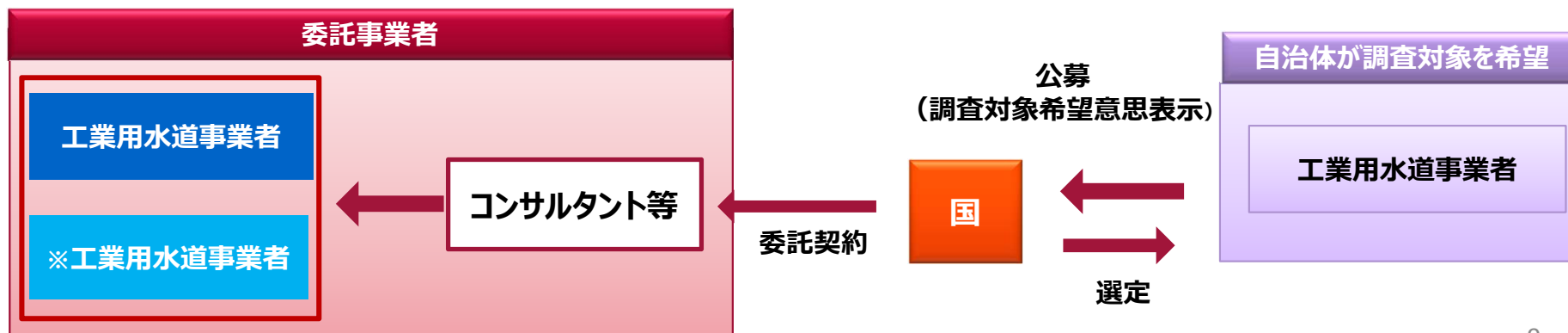
工業用水道分野におけるコンセッション方式の導入を推進し、具体的な案件の形成を図るため、

①基本構想や基本計画を検討する導入可能性調査

②工業用水道の事業者（自治体等）の保有資産の詳細を調査・評価し、事業実施の際の民間事業者のリスクを洗い出すデューデリジエンス（資産評価）

③選定に関する事項、責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項等の整理検討に係る実施方針策定検討を複数の事業者に対して行い、コンセッション事業の具体化を促進。

- 平成29年度：導入可能性調査を5自治体を対象に実施。
- 平成30年度：導入可能性調査を4自治体、デューデリジエンスを3自治体を対象に実施。
- 令和元年度：導入可能性調査、デューデリジエンス、実施方針策定検討等を実施。



(※提案時、コンサルタント等が事前に調査対象とすることで承諾を得た事業者)



4. 工業用水道事業について

工業用水道事業におけるPPP／PFI促進事業

平成31年度当初予算額 **1.0億円（1.2億円）**

事業の内容

事業目的・概要

- 公共主体が、厳しい財政状況の下で、効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするため、公共施設等の運営で民間の資金や経営原理を導入するPPP／PFIの1つの類型として、**公共施設等運営権方式(コンセッション方式※)**が有効とされており、各分野で導入が進められています。民間企業に市場開拓と国際競争力強化のチャンスをもたらすものです。

※地方公共団体等の公共主体が、利用料金の徴収を行う公共施設等について、PFI法に基づき、施設の所有権を有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

- これまで自治体等が整備・運営する工業用水道事業では、関連施設の多くが高度経済成長期に整備されたため、**施設の更新整備による老朽化対策が大きな課題**となっています。
- その対応策として、工業用水道分野でもコンセッション方式の導入が有効とされ、政府が推進する「**未来投資戦略2018**」、「**PPP／PFI推進アクションプラン**」では**重点分野に位置付けられ、平成30～32年度の3年間でコンセッション事業3件の具体化の数値目標が設定**されました。本事業は、これを受けて、**コンセッション方式の導入を促進する環境整備**を行うものです。

成果目標

- **平成30～平成32年度の3年間の期間内に集中的に取組、工業用水道分野でのコンセッション事業3件の具体化**を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

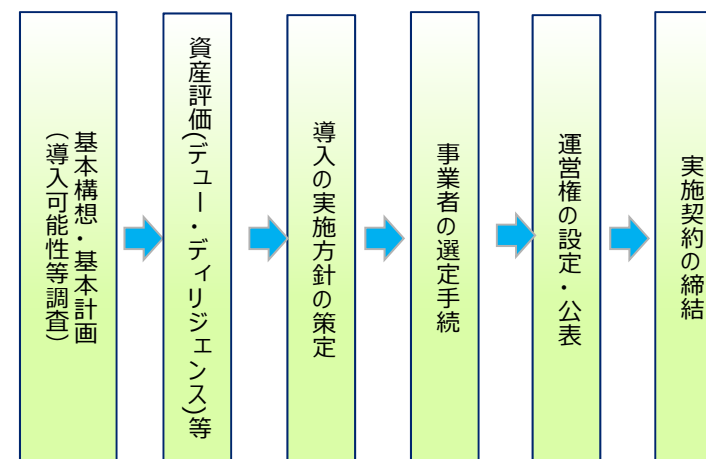


事業イメージ

コンセッション方式の導入を促進する環境整備の実施

- 複数の事業者に対して以下の取組を行い、**コンセッション事業の具体化を促進**します。
 - ・基本構想や基本計画を検討する**導入可能性等調査**
 - ・工業用水道の事業者(自治体等)の保有資産の詳細を調査・評価し、事業実施の際の民間事業者のリスクを洗い出す**デューデリジェンス(資産評価)**
 - ・**実施方針策定に必要な項目の検討（アドバイザー）**等
- コンセッション方式による事業について、事業者によって異なる様々な事情に応じて、事業者が自らで導入を実現できるよう、本事業で得た**ノウハウ等の成果を他の事業者に横展開**します。

コンセッション方式による事業開始までのフロー



参考資料

○平成30年度工業用水道事業におけるPPP／PFI促進事業公表資料

https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/kougyouyousui/pdf/30fyppppfi_kouhyoushiryou.pdf

○平成30年度工業用水道事業におけるPPP／PFI促進事業報告書
(熊本県等工業用水道事業におけるPPP／PFI促進事業)

https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/kougyouyousui/pdf/30fyppppfi_houkokusho1.pdf

○平成30年度工業用水道事業におけるPPP／PFI促進事業報告書
(大阪市工業用水道事業におけるPPP／PFI促進事業)

https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/kougyouyousui/pdf/30fyppppfi_houkokusho2.pdf

○工業用水道事業におけるPFI導入の手引書

http://www.meti.go.jp/policy/local_economy/kougyouyousui/pdf/pfi_tebikisho_20170331.pdf

○工業用水道事業へのコンセッション方式等のPPP/PFI活用について

http://www.meti.go.jp/policy/local_economy/kougyouyousui/pdf/201803_PFI_keihatusiryou.pdf

工業用水道事業への コンセッション方式等のPPP/PFI活用について

～持続可能な事業運営のために～



I 事業課題解決の提案

課題を先延ばしていませんか？
将来の事業に不安はありませんか？

- ☑更新需要の増大
- ☑企業債残高の増加
- ☑施設能力が過大
- ☑職員数の不足
- ☑料金収入の減少
- ☑施設・管路の老朽化、耐震性の不備



コンセッション方式が解決
できる可能性があります

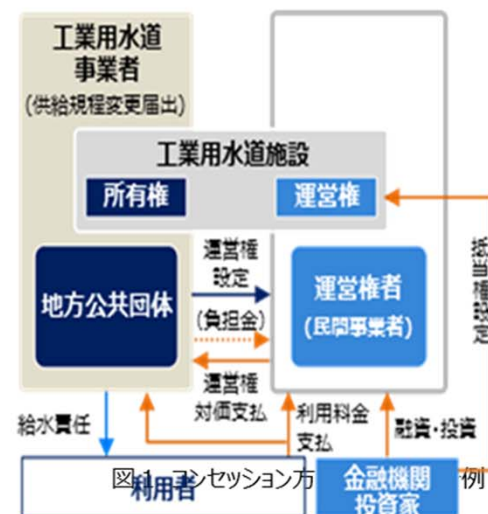
民 官

II コンセッション方式ができること

- I コンセッション方式とは、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式です。
- II 地方公共団体が所有する公共施設等について、民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能とすることにより、利用者ニーズを反映した質の高いサービスを提供することができます。

コンセッション方式の導入メリット

- ・人員削減の中でも長期間にわたる技術水準の維持が可能
- ・施設整備、運営にかかる経費の削減が可能
- ・公共業務の開放による地域企業への事業機会の創出の可能性



Ⅲ 導入効果が見込まれる事業

い場合はコンセッション方式が有効となります。

- 経済産業省が行ったアンケート調査や導入可能性調査の結果から、コンセッション方式の導入効果が見込まれる事業の特徴は、下記の通りです。
- 同様の傾向がある事業は、導入を検討してはいかがでしょうか。

導入効果が見込まれる事業の特徴（一例）



- ✓ 人員計画が減少または現状維持
- ✓ 将来20年間の整備費が概ね20億円以上
- ✓ 整備費・運営費の資金調達に不安がある

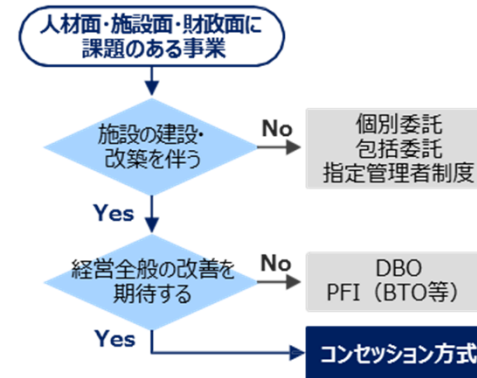


図2 PPP/PFI手法の分類フロー

Ⅳ コンセッション方式の導入手順

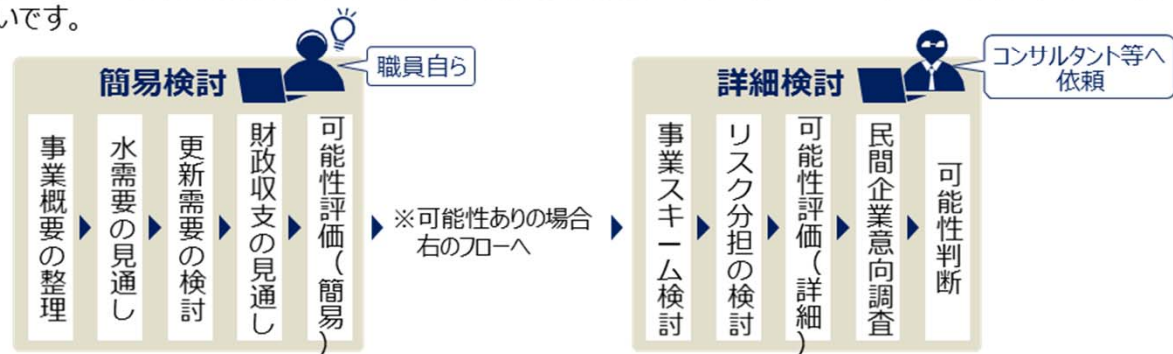
- コンセッション方式の導入手順を右図に示します。導入のスタート地点となる取り組みが図中の「導入可能性調査」にあたります。
- **アセットマネジメント**を策定されていれば、前段の整備計画から同調査までの大部分の検討事項を兼ねることができます。
- 同調査で可能性が見込まれた場合、民間事業者の参入判断材料となる資産評価(デューデリジェンス)を行います。
- 導入可能性調査から実施契約の締結までの必要期間は、ケースにもよりますが最短で**約1年間**です。



図3 コンセッション方式の導入フロー

V 導入可能性調査の検討手順

- 導入可能性調査の検討手順を下図に示します。
- 同調査は左フローの「簡易検討」と右フローの「詳細検討」に大別されます。
- 「簡易検討」については、向こう20年以上の事業計画がまとまっていれば、**当該事業の担当者のみで簡易的に評価可能**です。
- 「詳細検討」については、詳細な財政シミュレーションや民間事業者ヒアリングを伴うことから、コンサルタント等への依頼が望ましいです。



経済産業省がサポートします！

- 経済産業省では、事業課題解決の一つとしてコンセッション方式等のPPP/PFIを推進しています。具体的な導入の手引きや導入可能性調査事例もホームページに掲載していますので、是非ご参考ください。<http://www.meti.go.jp>

おわりに

**PPP／PFIに関して、
要望・相談等ございましたら、下記の問い合わせ先まで御連絡ください。
ご静聴ありがとうございました。**

【お問い合わせ先】

**経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業政策グループ
地域産業基盤整備課 松田、堀、笹本、土田**

TEL : 03-3501-1677

Mail : kogyo-yosui@meti.go.jp